

富良野市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例（案）

富良野市農村環境改善センター設置条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																	
<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料金を市長に納めなければならない。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第11条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 前項の場合において、指定管理者は利用料金の額案を作成し、市長に承認を申請しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>別表第1（第10条及び第11条第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>暖房料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">入湯料</td> <td>大人（高校生以上）</td> <td>630</td> <td rowspan="3">入湯税を含む</td> </tr> <tr> <td>中人（中学生）</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>小人（小学生）</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料金	暖房料	摘要	入湯料	大人（高校生以上）	630	入湯税を含む	中人（中学生）	411	小人（小学生）	261	(略)				<p>(利用料金の納入)</p> <p>第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料金を市長に納めなければならない。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第11条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 前項の場合において、指定管理者は利用料金の額案を作成し、市長に承認を申請しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>別表第1（第10条及び第11条第2項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>暖房料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">入湯料</td> <td>大人（高校生以上）</td> <td>600</td> <td rowspan="3">入湯税を含む</td> </tr> <tr> <td>中人（中学生）</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>小人（小学生）</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料金	暖房料	摘要	入湯料	大人（高校生以上）	600	入湯税を含む	中人（中学生）	411	小人（小学生）	261	(略)			
区分	利用料金	暖房料	摘要																																
入湯料	大人（高校生以上）	630	入湯税を含む																																
	中人（中学生）	411																																	
	小人（小学生）	261																																	
(略)																																			
区分	利用料金	暖房料	摘要																																
入湯料	大人（高校生以上）	600	入湯税を含む																																
	中人（中学生）	411																																	
	小人（小学生）	261																																	
(略)																																			